

【ドイツ】「連邦と州の財政関係現代化合同調査会」の重点項目発表

*「連邦と州の財政関係の現代化のための合同調査会」の重点検討項目が2008年6月23日発表された。連邦制改革の第二段階(財政関係)の検討の要点を示すものである。

2008年6月23日、連邦議会と連邦参議院の同数の議員によって構成される標記名称の合同調査会の共同座長を務めるペーター・シュトルック連邦議会議員(社会民主党[SPD]連邦議会議員団長)と、ギュンター・エッティンガー連邦参議院議員(バーデン・ヴュルテンベルク州首相・キリスト教民主同盟[CDU])は連名で、同調査会の検討の重点項目に関する提案(Eckpunkt zur Modernisierung der Bund-Länder-Finanzbeziehungen)(注)を発表した。この合同調査会は、2006年12月15日に、ドイツ連邦議会と連邦参議院の両機関がそれぞれ行った、連邦と州の間の財政関係の現代化のための合同調査会を設置すべきことを内容とする同文の議決(BT. Drucksache 16/3885, BR. Drucksache 913/06)に基づき2007年3月8日に発足したものである。

合同調査会の任務

上記両機関の議決によれば、連邦・州間の財政関係を、成長政策及び雇用政策に与える国内外的な変化した構造的諸条件に適合させるため、その現代化のための提案を作成することとされ、合同調査会の取り組むべきテーマとして、①財政運営—財政危機の防止、②現在の財政危機の克服—健全化のコンセプト、自律性拡大のコンセプト、③課題の吟味及び基準の設定、④脱官僚主義化及び効率性の向上、⑤課題に適合した財政的手当の強化、⑥地域団体の自己責任の強化、等が挙げられていた。2006年9月1日に施行された広範な基本法改正で実現した、主として連邦・州間の立法権限の再配分と連邦の立法に対する連邦参議院の権限縮小等を内容とする連邦制改革の第一段階に引き続き、この合同調査会での検討は連邦制改革の第二段階と位置づけられる。

重点検討項目の概要

提案は、財政上のテーマと、(財政に間接的に影響する)行政上のテーマから成る。

I 財政上のテーマ

連邦制改革第二段階の目標が、持続可能で各世代にとって公正な財政となるよう配慮し、今後の債務負担を実効的・継続的に制限することであることを確認し、次の5項目について提案を行っている。

- 1 債務負担の限界：基本法第109条(予算の運営)の規定において、連邦と州に共通の枠組みを定め、多年にわたる構造的な予算の均衡を図ること、連邦と州にとっての債務負担の基準の具体化等。

- 2 早期の警告システム：財政危機の回避、すべての地域団体での構造的均衡予算の実現、連邦と州の財政の監視等を任務とする「安定化審議会」（連邦と州の代表が同数で参加）の設置の基本法への明記。
- 3 財政健全化の援助：連邦とすべての州が構造的均衡予算の義務を負うこと、個々の州に対する一定の基準の下での財政的支援を内容とする「財政健全化協定」の締結。
- 4 旧来の債務の償却：本調査会で結論を出す段階ではないが、中期的視点で今後問題が提起され、連邦と州の構造的均衡予算実現後には着手すべき課題となるとの認識。
- 5 税の自律性：連邦と州の債務負担の限界の基準を適用可能とするための、収入と支出の分野での州の裁量の余地の拡大について意見対立があったことを紹介し、自動車税の徴収権の連邦への移行、不動産課税における州の権限の強化の検討等を提案。

II 行政上のテーマ

- 1 ITと行政上の協力：専門分野及び所管を超えた機関相互の協力の必要性とその手段としてのITの意義を強調し、コスト面の利点を活用する目的でのITによる協力の改善や、ITのための連邦と州の協力の要件を基本法に規定すること等を提案。
- 2 ベンチマーキング：公の行政においてもベンチマーキングを効率性と資源投入の改善のためにふさわしい手段とする立場から、安定化審議会の早期警告システム（前出）の枠内での法律の根拠による財政統計上のベンチマーキング等を提案。
- 3 租税行政：連邦に租税行政を委譲することや連邦の一般的な指示権などについて意見の一致を見なかったことを報告し、作業部会による調整案作成を提案。
- 4 州が異なる定めをする権利：財政上の債務負担の制限が州の活動の余地を制限することから、一部の州から出された収入と支出の両面での州の裁量の余地の拡大の要求について、基準の切り下げが認められない社会保障や環境以外の領域で可能なものがあるか作業部会での検討を提案。
- 5 司法上のテーマ：司法の領域においても、裁判所の組織や訴訟費用など、現代化の余地のある問題の存在を指摘し、今後合意可能な案の作業部会による作成を提案。
- 6 連邦遠距離道路：一部の連邦道路については、遠距離交通との関係性を失っているとの認識の下に、それらの等級づけを行うこと、道路の距離に応じた連邦の一括補助金とその州への配分の原則を定める必要性等を指摘。

今後の方針

4つの作業グループを作り、具体的な検討を進めること、2008年10月までに合同調査会としての結論を出すことを提案している。合同調査会の検討の成果が今後どのように連邦制改革第二段階の成果として基本法改正に結実していくのか注目される。

注（インターネット情報は2008年7月22日現在である）

Kommission von Bundestag und Bundesrat zur Modernisierung der Bund-Länder-Finanzbeziehungen, Kommissionsdrucksache 128. <<http://www.bundestag.de/parlament/gremien/foederalismus2>>

（山口 和人・海外立法情報課）